

第5章

街づくりの推進のために

- 1 区民主体・協働の街づくり
- 2 街づくりの推進に向けた取組
 - 2 - 1 区民主体の街づくりの推進
 - 2 - 2 荒川区の取組
 - 2 - 3 持続可能な街づくりの推進

1 区民主体・協働の街づくり

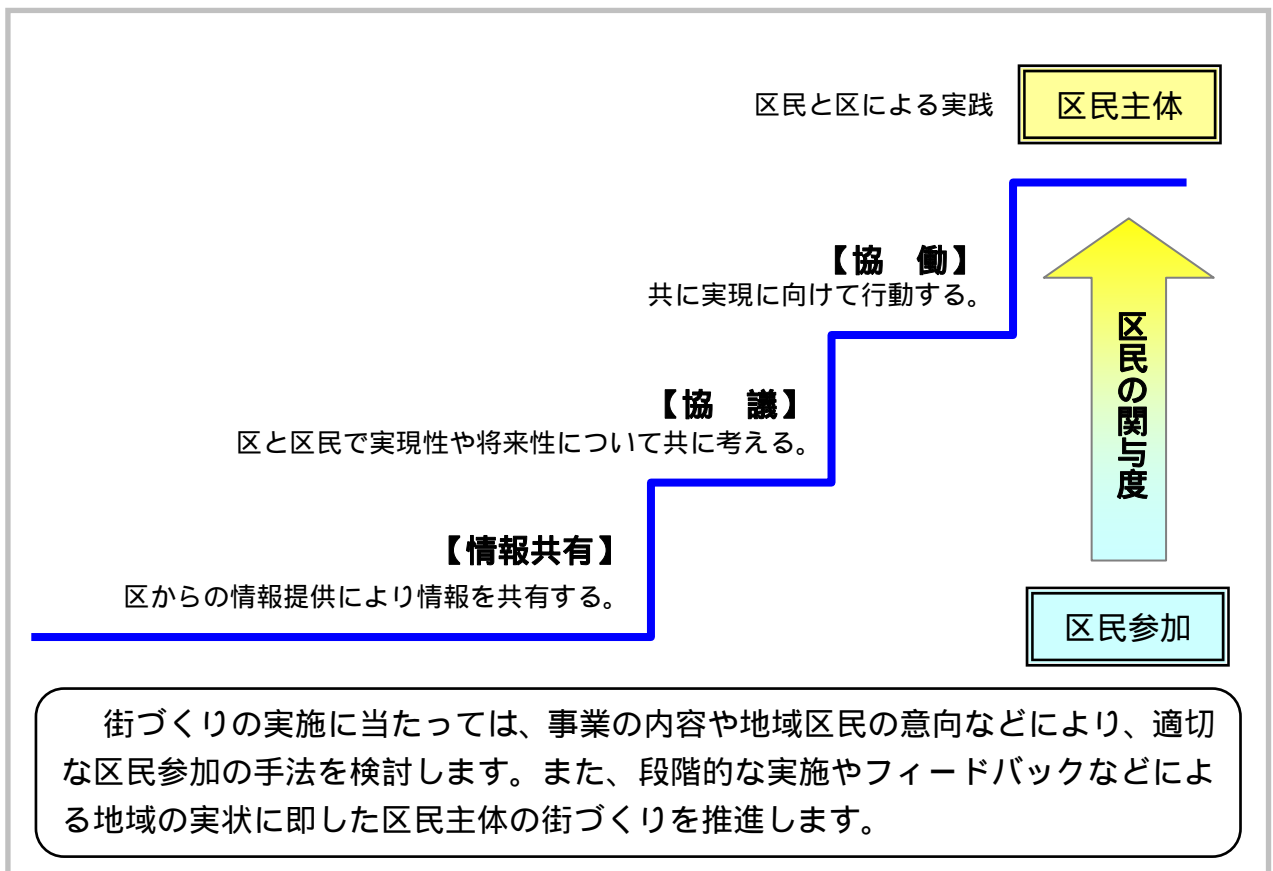
都市計画マスタープランを計画的・効率的かつ確実に実現していくために、荒川区基本構想の基本理念の一つとして掲げられている『区民の主体的なまちづくりへの参画』に基づく、街づくり関係者の役割を明確にします。

区民参加の街づくりから協働の街づくり、そして区民主体の街づくりへ

街づくりにおける区民のかかわり方には、様々な種類があります。これまで荒川区では、主に「情報共有」や「協議」を中心とした区民参加による街づくりを実施してきました。しかし、生活スタイルや街づくりに対する要望が多様化・複雑化する中、区民のニーズに的確に対応していくためには、街づくりにかかわる様々な立場の関係者が一体となって、街の課題や問題を考え、解決することが重要です。

今後は、これまでの区民参加に加え、区民と共に街づくりを考え、実践していく「区民主体」「協働」の街づくりを実施することにより、区民の意向を十分に反映した『幸福実感都市 あらかわ』の実現を目指します。

【区民のかかわり方の種類（例示）】



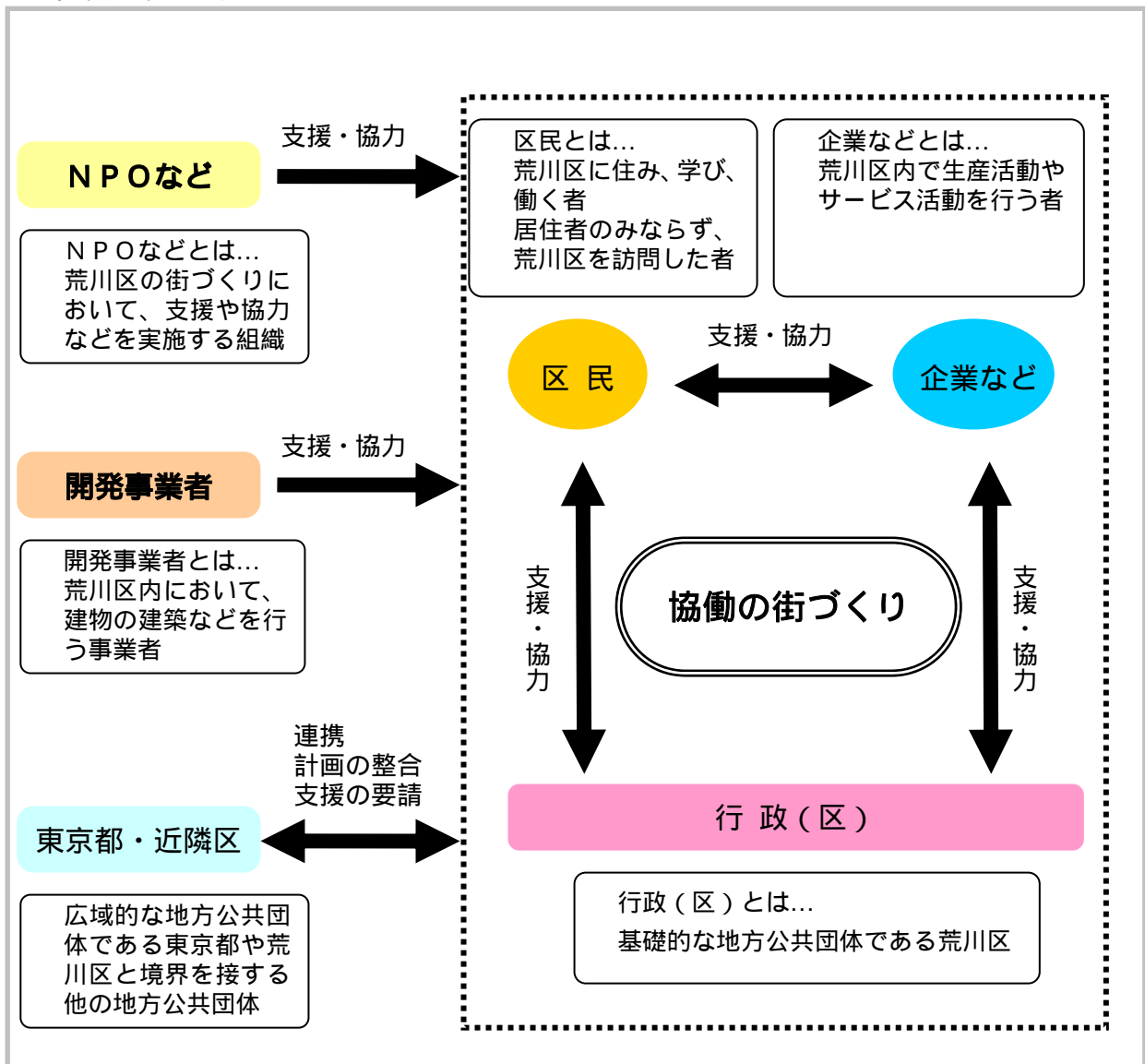
関係者との連携・協力による「協働」の街づくり

街づくりを着実に推進するためには、街づくりにかかわる様々な関係者による連携と協力が重要です。

荒川区では基本構想の下、街づくりにかかわる様々な関係者である区民、企業、行政（区）などが、緊密に連携・協力して取り組む「協働」の街づくりを基本とします。

地域の多様な街づくりに当たっては、関係者がそれぞれの立場や役割を生かしながら、身近な地域の特性に応じた柔軟な取組の展開を図ります。

【協働の街づくりイメージ】



関係者の役割

街づくりの取組に際しては、各関係者が街づくりの内容や段階に応じたそれぞれの役割を担うことが重要です。

【様々な関係者の役割】

区民の役割

街づくりに積極的・主体的に参加します。
身近な地域の課題に、地域で力を合わせて対応します。
区民相互の理解と協力により、限られた都市の空間を有効に活用します。

企業などの役割

生産活動やサービス活動の維持・発展に際して、街づくりに積極的に協力・貢献します。
土地利用に際して、周辺地域との調和や配慮など積極的な地域貢献を行います。

開発事業者の役割

建物の建築や開発の際に関係区民の意見を十分に聞くとともに、意見を反映した計画案の作成及び実現に努めます。
都市計画マスタープランに示す将来都市像の実現のため、分野別及び地域別方針に即した街づくりなどによる地域貢献や社会的責任を果たします。

NPOなどの役割

街づくりへの参加により、街づくりへの提言やコミュニティの形成を行うとともに、情報発信の拠点機能を担います。
行政（区）による専門家の派遣制度に応じ、区民に技術的助言などの支援を行います。
行政（区）に対して、街づくりの支援を要請します。

行政（区）の役割

街づくり情報の提供や意見交換などによる区民主体の街づくりを推進します。
地域の街づくりの意見を調整し、合意形成を図ります。
地域の街づくりの要望に対し、計画案の作成や支援を行い、事業を実施します。
地域住民主体の取組との連携や、地域住民主体の街づくりを支援する仕組みを構築します。
様々な要望を調整しながら国・都及び関係機関と連携し、必要な施策を総合的・計画的・効率的に推進します。

東京都・近隣区の役割

広域的な地方公共団体である東京都との連携により、東京都の計画と整合した街づくりを推進します。
行政区域を越えた事業や課題に対して、近隣区と相互に連携を図り、一体的・計画的な街づくりを推進します。

2 街づくりの推進に向けた取組

都市計画マスタープランに基づき、計画的・効果的な街づくりの推進に向けて取り組むべき内容や協働の街づくりを推進するための仕組みなどを示します。

2-1 区民主体の街づくりの推進

区民主体の街づくり条例の制定

街づくりに関する区民、事業者及び区の責務、街づくりにおける住民参加の仕組み、街づくり活動の支援、地区計画などのルール開発事業における基準等を定めた街づくり条例の制定により、区民主体による良好で魅力的な街づくりを推進します。

地域に根ざした街づくり

区民や企業など民間活力の適切な誘導や公的事業を実施し、地域からの要請に基づく街づくりを推進します。

身近な地域の課題に区民自らがきめ細かく対応するために、区民の意向を反映した街づくり計画の策定に、地区計画などの積極的な活用を図ります。

多様な関係者との連携による街づくり

地域団体（町会、業界団体など）やNPOなど街づくりに関連する多様な関係者との連携や取組への支援を行うことにより、区民主体の街づくりの推進を図ります。

情報発信と区民意向の把握

街づくりにかかわる情報の積極的な発信や交換、幅広い区民意向を把握するための仕組みづくりを検討します。

街づくり活動の支援

街づくりの普及・啓発・支援を行うNPOなどの街づくり支援組織の活用や専門家派遣制度の拡充など、区民による身近な街づくり活動を支援します。

区民と行政が共に街づくりを考える場と、推進体制の構築を図ります。

地元組織の自立支援

街づくりに関する地元組織のリーダーや街づくり関係者の調整役となる人材の育成支援を行い、地元組織の自立と継続的な活動の支援を行います。

2-2 荒川区の取組

街づくり施策の推進

用途地域や特別用途地区など地域地区による土地利用等の誘導・規制、都市施設や市街地開発事業の整備による都市基盤の整備、地区計画制度の活用などにより、都市計画マスタープランに基づく具体的な街づくり施策の取組を行います。

(仮称)市街地整備プログラムの策定

市街地整備の優先度などを短・中期的、段階的に示す「(仮称)市街地整備プログラム」を策定します。

街づくりへの体制づくり

都市計画マスタープランの総合的な進行管理と関連する他の行政分野との連携により、総合的な街づくりを推進します。

街づくり施策の更なる充実に向けて、街づくりに関する組織や事業の見直しを推進します。

区民からの街づくりへの要請に対して、適切に対応・支援できる街づくり条例の制定など体制の強化を図ります。

街づくりの緊急課題への対応を可能とするような、柔軟な体制の確保を図ります。

街づくり情報システムの確立

土地利用現況調査などに基づく地図情報システムをもとに、各施策分野との連動による総合的な街づくり情報システムの確立を図ります。

木造密集市街地におけるきめ細かい施策の展開に向けて、市街地の実態や防災危険度がきめ細かく判断できる情報システムの構築・活用を図ります。

民間開発に対する適切な指導・誘導

大規模マンションの建設や開発行為などに対して、関係法令や都市計画マスタープラン、地域の特性を踏まえた適切な指導や誘導を図ります。

国・東京都との連携による街づくり

国・東京都などの様々な街づくり事業・制度の積極的な活用や、それらと区の各種事業を組み合わせた街づくり事業の推進を図ります。

国や東京都に対して街づくり制度や財政面での支援を働き掛けていきます。

大規模開発計画・開発事業などについて、東京都における計画・事業上の位置付けなどを要請し、総合的かつ一体的な街づくりを推進します。

公有地や水再生センターなどにおける公的開発の促進を関係者に要請します。

都市再生機構、住宅金融支援機構、東京都住宅供給公社など、関係機関に対して街づくりの協力・支援を要請します。

2-3 持続可能な街づくりの推進

都市計画マスタープランの適切な進行管理

都市計画マスタープランに掲げる事業目標の指標化・数値化を検討し、それに基づく適切な進行管理を行います。

社会的背景の変動や街づくり関係者の意向など街づくりを取り巻く環境の変化に対して、「都市計画マスタープラン」又は「(仮称)市街地整備プログラム」の適切かつ柔軟な見直しを行い、時代と地元要請に基づく計画策定を行います。

P D C Aサイクル(Plan、Do、Check、Action)による事業効果の事前及び事後評価を実施するとともに、事後評価に基づく事業の見直しや更なる充実など街づくり施策を改善し、効率的・効果的な事業の推進を図ります。

【PDCAサイクルの仕組み】

